

## ○鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）

（趣旨）

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（本人確認情報を利用することができる事務）

第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 栄養士法（昭和22年法律第245号）による同法第4条第1項の免許に関する事務であつて規則で定めるもの
- (2) 温泉法（昭和23年法律第125号）による同法第19条第1項の登録に関する事務であつて規則で定めるもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）による同省令第9条第2号又は同省令第10条の3第2号の指定に関する事務であつて規則で定めるもの
- (4) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）による同条例第6条第2項の決定若しくは同条例第9条の5第3項の意見の申出（鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）第8条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第19条第3項の意見の申出に関する事務であつて規則で定めるもの
- (5) 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）による同条例第12条の許可に関する事務であつて規則で定めるもの
- (6) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）による同条例第4条第1項の承認、同条例第14条の2第1項の脱退一時金の給付、同条例第18条第3項（第2号の場合に限る。）の届出又は同条例第4項の現況の報告に関する事務であつて規則で定めるもの
- (7) 消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年鳥取県条例第5号）による同条例第15条の資金の貸付けその他の援助に関する事務であつて規則で定めるもの
- (8) 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）による同条例第12条の3第1項若しくは第2項又は同条例第17条の3第1項若しくは第2項の届出に関する事務であつて規則で定めるもの
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）による同規則第8条第5項の指定又は同規則第9条第2項の届出に関する事務であつて規則で定めるもの

（平16条例43・追加、平18条例24・平18条例28・平19条例68・平19条例58・平20条例12・一部改正）

（本人確認情報の保護に関する審議会）

第3条 法第30条の9第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第37条第1項の規定により設置された鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）とする。

2 審議会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議することができる。

- 3 審議会は、前項の事務を行うため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(平16条例43・旧第2条線下)

(国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料)

第4条 法第30条の10第4項の規定に基づき同項に規定する情報提供手数料(以下「情報提供手数料」という。)を同条第1項に規定する指定情報処理機関(以下「指定情報処理機関」という。)にその収入として収受させる場合における当該情報提供手数料の額は、指定情報処理機関が行う法第30条の7第3項の規定による本人確認情報の提供に要する費用を当該本人確認情報の提供の見込件数で除して得た額を基礎として指定情報処理機関が定める。

- 2 前項の場合において、指定情報処理機関は、あらかじめ、情報提供手数料の額について知事の承認を受けなければならない。

(平16条例43・旧第3条線下)

(自己の本人確認情報の開示に係る費用負担)

第5条 法第30条の37第2項の規定により書面による本人確認情報の開示を受ける者は、当該書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(平16条例43・旧第4条線下)

附 則

この条例は、平成14年8月5日から施行する。

附 則(平成16年条例第43号)

この条例は、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年鳥取県条例第42号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成16年10月15日)

附 則(平成18年条例第24号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第28号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第58号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第68号)

この条例は、平成19年10月20日から施行する。

附 則(平成20年条例第12号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。